

令和4年度 放課後児童クラブ（学童保育）利用の手引き



洲本市公式マスコットキャラクター
なのは

○放課後児童クラブの利用申込みについて

令和4年度の放課後児童クラブ利用申込みを、以下の期間・場所で受け付けます。利用の必要がある方は、この案内をお読みのうえ、期間内に利用申込書を提出してください。期間を過ぎて提出された場合には、ご希望に添いかねることがあります。

※希望者多数のクラブについては、保護者等の状況や児童の学年等を総合的に判断し、選考を行います。

・受付期間：令和3年11月22日（月）～12月3日（金）

- ・受付場所：子ども子育て課（洲本市本町三丁目 4-10 洲本市役所2階①番）
児童クラブ鮎原（洲本市五色町鮎原西 142-4 洲本市児童館）
児童クラブ広石（洲本市五色町広石中 1446-1 広石保育園内）
- ・受付時間：午前8時30分～午後5時15分（子ども子育て課）
午前9時～午後3時、午後5時～午後6時（児童クラブ鮎原）
午後1時～午後6時（児童クラブ広石）

（土曜日の児童クラブ鮎原・広石については、午前9時～午後5時まで受付可）

※子ども子育て課は土・日曜及び祝日、児童クラブ鮎原・広石は日曜及び祝日が休業日

○放課後児童クラブの目的

放課後児童クラブとは、保護者の方が昼間、就労等によって家庭にいないこと、またはその他の理由によって保育を受けられない児童に対して、授業終了後の遊びや生活の場を提供することで、児童の健全な育成を図るものです。

○放課後児童クラブの利用対象児童

原則として、洲本市内にある小学校に通っているお子さん、または、洲本市に住所のあるお子さんが利用できます。

また、保護者や同居している方が以下の状況にあるお子さんに限ります。

- ・就労等により、昼間家庭にいない。
- ・就学や入院、親族の看護、介護などの理由によって保育できない。
- ・出産予定日の属する月の前2か月、もしくは出産日の属する月の後2か月にある。
- ・その他の特別な理由で、保護者がお子さんを保育できない。

○利用申込みの欠格事由、および利用許可の取消事由

利用申込時、または利用許可後に下記のような事由に該当した場合は、その申込みを却下し、またはその利用許可を取り消すことがあります。

- ・保護者の就労状況等に変更等があったことにより、申請児童が放課後児童クラブの利用対象児童でなくなったとき。
- ・放課後児童クラブの支援員の指示に従わないとき。
- ・特別な理由なく保護者が放課後児童クラブ利用料を2か月以上滞納したとき。
- ・特別な理由なく保護者が放課後児童クラブを2か月以上休所しているとき。
- ・虚偽の申請をしたとき。
- ・放課後児童クラブの運営に支障があると認めるとき。

○利用をとりやめたい、または休止したいとき

放課後児童クラブの利用をとりやめたい、または休止したいときには、必ず利用変更届を提出してください。利用のとりやめ、または休止月の前月の市役所最終開庁日までに子ども子育て課（本庁舎2階①番）または、洲本市児童館（鮎原保育園2階）及び児童クラブ広石（広石保育園内）へ変更の届出がなされない場合には、利用登録に基づいて料金を徴収いたします。

また、変更届の提出がないまま2か月以上利用されない場合は、それ以降の利用許可を取り消すことがあります。

○利用可能な日時

- ・開設日 毎週月曜日～土曜日
ただし、祝日および年末年始（12月29日～1月3日）を除く。
- ・開所時間 月曜日～金曜日 放課後～午後6時（延長保育なし）
土曜日・長期休業日等 午前8時～午後6時（延長保育なし）
（土曜日は、合同で保育を実施している児童クラブもあります。）

※「長期休業日」とは、洲本市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第3条第1項第3号から第5号までに定められた、以下の休業日のことを言います。

- ・春季休業日（3月25日から4月6日まで）
- ・夏季休業日（7月21日から8月31日まで）
- ・冬季休業日（12月25日から翌年1月6日まで）

○利用料金等

- ・利用料金 月額5,000円（4月～7月、9月～翌年3月）
月額7,000円（8月のみ）
※生活保護受給世帯の方には利用料の減免制度があります。

※月の途中で利用を開始、中止などを行った場合も、月額の利用料金が発生します。

※利用料金は、口座振替によって納入していただきます。
口座振替申込書により、振替口座を指定してください。
なお、指定可能な金融機関は以下のとおりです。

- ・三井住友銀行 ・みたと銀行 ・徳島大正銀行
- ・淡路信用金庫 ・淡陽信用組合 ・近畿労働金庫
- ・淡路日の出農業協同組合

※振替日は、利用月当月25日（当日が金融機関の休業日にあたる場合はその翌営業日）です。

前述のとおり、利用のとりやめ、または休止月の前月の市役所最終開庁日までに子ども子育て課（本庁舎2階①番）へ変更の届出がなされない場合には、利用登録に基づいて料金を徴収いたします。

- ・傷害保険料 年額800円（加入する保険はスポーツ安全保険）
※傷害保険料については、利用を許可した後に、現金で納入していただきます。なお、スポーツ安全保険加入後の傷害保険料の返金には応じかねますのでご了承ください。

○利用にあたって（諸注意、留意事項など）

- 利用対象の条件にあてはまらなくなった場合は、放課後児童クラブを利用し続けることはできません。速やかに届け出てください。また、放課後児童クラブの利用を必要とする状況（住所や勤務先など）が変わったときには、利用変更届や勤務証明書の提出が必要です。利用変更届等が未提出の場合、利用許可を取り消すことがあります。
- クラブ利用時間において医療行為を必要とする児童や、特定の感染症にかかっている児童は、クラブを利用できないことがあります。
- おやつ等の支給はありません。
- 土曜日、長期休業日など、学校給食のない日に放課後児童クラブを終日利用する場合は、お弁当とお茶を持参してください。
- 放課後、塾などに寄ってから児童クラブへ来所することはできません。
- 送迎については、保護者の責任においてお願いします。閉所時間までに必ずお迎えに来てください。時間内にお迎えに来られない場合に、延長して保育することはできません。
※児童クラブでは、原則保護者のお迎えにより引き渡しを行いますが、やむを得ずお迎えの都合がつかない場合に限り、保護者の責任のもと、ひとり帰りでの対応をいたします（事前に届け出が必要です）。
なお、安全確保のため、日没前に帰宅できる時間帯に限りです。
- 児童クラブの利用時間中は、下記の場合を除き、原則途中外出はできません。また、児童クラブより一時外出中の事故やケガ等は保険適用外となります。
【途中外出を認める場合】
 - ・学校行事への参加
 - ・医療機関の受診
 - ・保護者の送迎による外出
 - ・その他、やむを得ないと認められるもの
- 体調不良などにより、当日急にクラブを利用しないこととなった場合は、児童の安全確認のため、必ず保護者の方が利用先のクラブへ連絡してください。
- 児童クラブ大野（陽だまり館）の利用については、長期休業中、毎週水曜日の午前中は「いきいき百歳体操」を実施しているため、陽だまり館が利用できません。同時時間帯の利用希望がある方は、別施設を利用するなどの対応が必要となるため、指導員または子ども子育て課へご相談ください。

※保護者の方の仕事や授業などがお休みのときは、できる限りお子さんと一緒に過ごしてあげてください。

感染症による学級閉鎖時、学年閉鎖時および臨時休校時、地震発生時、または気象警報等発令時の利用については、以下のとおりとします。

＜感染症＞

- 学級閉鎖時 閉鎖対象学級の児童が利用できません。
- 学年閉鎖時 閉鎖対象学年の全児童が利用できません。
- 臨時休校時 全学年児童が利用できません。閉所します。

場合	具体例	対応
学級閉鎖	3年2組が百日咳で学級閉鎖になった	3年2組の児童の利用停止
学年閉鎖	2年生全体にインフルエンザが流行し学年閉鎖になった	2年生の利用停止
臨時休校	学校全体に麻疹が流行し休校になった	閉所（利用不可）

なお、いずれの場合も、学級閉鎖、学年閉鎖および臨時休校が決まって集団下校となった場合は、その下校時からクラブを利用することができません。

（例）6月1日午後から集団下校し、6月2日から3日間臨時休校となった
⇒6月1日の下校時から6月4日まではクラブを利用できません。

月日	6月1日	6月2日から6月4日	6月5日
学校	集団下校	臨時休校	通常授業
クラブ	下校後から利用停止	全日利用停止	利用可能

また、インフルエンザ等感染症の病原体を保有している疑いのある児童（発症後、濃厚接触など）については、たとえ回復期にあったとしても、出席停止相当の期間にあるときはクラブの利用を控えていただきます。

<地震発生時>

- クラブ開所前の時点で洲本市に震度5弱以上の地震が発生したとき
⇒終日閉所とします。
- クラブ開所前の時点で洲本市に震度4以下の地震が発生したとき
⇒学校の判断に準じます。学校から保護者への引渡しとなった場合は、クラブを閉所します。
長期休業中で、午前8時の開所までに震度4以下の地震が発生したときは原則開所としますが、市の避難情報に基づき行動することとします。
- クラブ開所後、洲本市に地震が発生したとき
⇒状況を見つつ対応します。保護者への引渡しが最善と判断されたときは、指導員から保護者の方へ連絡をします。

地震発生時間帯	揺れの強さ	対応
クラブ開所前 〔平日の授業時間中、 土曜日等の午前8時以前〕	震度5弱以上	クラブ閉所（利用不可）
	震度4以下	学校の判断に準じて対応
クラブ開所後 〔平日の放課後、 土曜日等の午前8時以降〕	問わない	状況を見る 必要に応じ、引渡しについて連絡

<気象警報等>

以下で用いる「気象警報等」とは、大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪、または津波警報のことを指し、「特別警報」とは、大雨、暴風、大雪、または暴風雪特別警報もしくは大津波警報のことを指します。また「対象地域」とは、兵庫県全域、兵庫県南部、淡路島、洲本市のいずれかのことを指します。

- **午前7時の時点**で対象地域に気象警報等が発令されているとき
⇒午前8時から午後0時までの間、閉所とします。
(午前10時の時点で気象警報等が解除されている場合は、午後0時から開所することとなります)
- **午前10時の時点**で対象地域に気象警報等が発令されているとき
⇒午後0時から午後6時までの間、閉所とします。
- **クラブ開所後**、対象地域に気象警報等が発令されたとき
⇒閉所します。指導員から保護者の方へ引渡し連絡をします。
- 午前7時の時点で**洲本市または島内他市に特別警報が発令されているとき**
⇒全日閉所とします。当日中は、警報解除となった場合も開所しません。
- **クラブ開所後**、**洲本市または島内他市に特別警報が発令されたとき**
⇒閉所します。ただし、引渡しについては安全に十分配慮したうえでおこなうこととし、また、市の避難情報に基づき行動することとします。

警報の内容	時間帯	対応
大雨警報、洪水警報、 暴風警報、大雪警報、 暴風雪警報、津波警報	午前7時～午前10時	午後0時まで閉所
	午前10時以降（開所前）	午後0時から閉所 （警報解除後も閉所）
	クラブ開所後	閉所、引渡しの連絡 （警報解除後も閉所）
特別警報 大津波警報	午前7時～開所時間	閉所 （警報解除後も閉所）
	クラブ開所後	閉所、引渡しの連絡 （警報解除後も閉所）

引渡しにあたっては、市の避難情報などに十分注意します。二次災害の発生が容易に想定されるなど、すぐに引渡しを依頼することが危険であると判断したときは、必要に応じて、引渡しの連絡を遅らせるなどの対応を取ることがあります。

その他、警報発令前に学校の判断で休校や自宅待機、早めの下校等となった場合、クラブもその判断に準じ、それぞれ閉所とします。

また、クラブ実施場所が当該地域の避難場所である場合は、クラブは閉所しますが引渡しは行わず、そのまま避難扱いとすることがあります。

○放課後児童クラブ一覧

市が運営する、また、運営を委託する放課後児童クラブは下表のとおりです。

クラブ名	対象校区	定員	開設場所	電話番号	土曜日
児童クラブ 山手	第二	40人	洲本市児童センター (やまて会館内)	26-0022	○
児童クラブ 潮	第一	35人	旧第一幼稚園	080-9590-0475	○
児童クラブ 加茂	加茂	50人	旧加茂幼稚園	090-5062-0022	山手にて 合同実施
児童クラブ 大野	大野	80人	大野Ⅰ(陽だまり館) および 大野Ⅱ(小学校内施設)	26-0076(大野陽だまり館) 090-3056-0022(小学校内)	大野Ⅱにて 合同実施
児童クラブ 中川原	中川原	20人	中川原小学校内施設	080-1401-5945	潮にて 合同実施
児童クラブ 安乎	安乎	40人	児童クラブ安乎	090-8797-0022	山手にて 合同実施
児童クラブ 由良	由良	30人	由良公民館	27-2167	山手にて 合同実施
児童クラブ 鮎原	鮎原 都志	50人	洲本市児童館	32-1433	○
児童クラブ 広石	広石 鳥飼・堺	40人	広石保育園	080-2478-1779	○
伊勢の森 スクール	第三	70人	川西公会堂	070-6980-4646	○

※児童クラブ鮎原及び児童クラブ広石へ校区外から通所する児童については、放課後に限りタクシーでの輸送を行っております。

※児童クラブ加茂・大野・中川原・安乎・由良の各クラブの土曜日開設状況については、上記の「放課後児童クラブ一覧」のとおり合同実施しております。

○申込み受付場所・問合せ先について

- ・洲本市子ども子育て課 洲本市本町三丁目4番10号 洲本市役所2階
TEL：0799-22-1333
- ・児童クラブ鮎原 洲本市五色町鮎原西142-4 洲本市児童館
TEL：0799-32-1433
- ・児童クラブ広石 洲本市五色町広石中1446-1 広石保育園内
TEL：080-2478-1779